

**第9回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会
会議事録（要旨）**

- 1 開催日時 平成27年2月5日（木）19時00分～20時00分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階大会議室
- 3 委員出欠 出席 11人
出席委員 藤吉秀昭（委員長、施設部会長）、角田透（副委員長、健康部会長）、井上稔、岩澤聡子、柏原公毅、小林義明、嶋田一夫、清水富美夫、菜畑剛一、牧野隆男、増田雅則
- 4 出席者
事務局 齊藤忠慶、澤田忍、荻原正樹、土方明、大堀和彦
エコサービスふじみ株式会社 望月博文
- 5 傍聴者 0人

第9回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 次第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第8回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会会議事録（要旨）
 - (2) 環境測定結果について
- 3 協議事項
 - (1) ふじみ衛生組合への要望・意見・苦情等及び廃棄物処理施設異常時の対応マニュアル（案）
- 4 その他
 - (1) 次回日程
- 5 閉会

【資料1】 第8回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会会議事録（要旨）

【資料2】 環境測定結果

【資料3】 ふじみ衛生組合への要望・意見・苦情等及び廃棄物処理施設異常時の対応マニュアル（案）

第9回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会

平成27年2月5日

19時00分 開会

事務局 : 【開会あいさつ】、【委員の欠席報告】及び【資料確認】。

委員長 : 皆さん、こんばんは。今日は大変寒い天気になっており、雪も降るようなことを天気予報で言っておりましたが、雨に変わったので大丈夫かなとは思いますが、なるべく早目に終わらせたいなと思っております。

今回議論いただくのは、マニュアルとしていろいろと事務局のほうで整理されたものが出ておりますので、それを検討して早目に終わりたいというふうにしておりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

それではまず、次第に従いまして報告事項から、議事録の確認ですね。事務局をお願いいたします。

事務局 : 事前に配付いたしました前回会議の議事録について、ごらんになって修正を要する点等があればご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

委員長 : それでは、事務局の話がありましたように事前に確認をとっておりますので、特にさらにここで修正したいということがなければ、これで確定して公表していきたいと思っております。事務局、よろしくお願い致します。

それでは2つ目の議題ですが、環境測定結果についてお願いいたします。

事務局 : それでは資料2、平成26年度環境測定結果に基づきましてご報告をさせていただきます。

まず、排ガスの測定でございます。10月の2号炉、そして11月の1号炉、2号炉と測定しております。

まず、ばいじんですけれども、全て0.001グラム未満となっております、自主規制値または基準値の0.01グラムを下回っております。続きましていおう酸化物でございます。こちらが2から3.4ppmでございます、基準値の10ppm以下を下回っております。続きまして窒素酸化物が17から36ppmでございます、基準値の50ppmを下回っております。続きまして塩化水素が1.5ppmから2.3ppmでございます、基準値の10ppm以下を下回っております。続きましてダイオキシン類でございますけれども、11月の1号炉、2号炉ともゼロが5桁ないしは6桁続いておまして、0.1ナノグラムという基準を大幅に下回った数値となっております。続きまして水銀でございますけれども、0.004ミリグラム未満となっております、基準値の0.05ミリグラムを下回っております。続きまして一酸化炭素でございますけれども、4から8ppmでございます、基準値の100ppm以下を下回っております。続きまして排ガス中の鉛、カドミウム、亜鉛でございますが、全て0.004ミリグラム未満でございます、それぞれ基準値を下回っているところでございます。

続きまして、騒音・振動・臭気・排水の測定でございます。これにつき

ましては、当初11月に予定しておりました騒音、振動につきましては1月に変更になっております。また、12月に予定しておりました臭気につきましても変更となっております。排水については12月の結果がまだ上がってきていないというような状況でございます。

続きまして周辺大気の測定、これは1月の予定でしたが、本日2月5日から1週間、11日木曜日まで測定しております。その測定結果が出ましたらまたお知らせをいたします。

放射能に関する測定は、焼却灰、飛灰、排ガス、排水、4項目でございます。焼却灰につきましては13から26ベクレルと、8,000ベクレルを下回っております。飛灰につきましても142ベクレルから234ベクレルということで、8,000ベクレルを下回っております。また、地元協議会でお約束をしております4,000ベクレルも下回っております。排ガス、排水については全て不検出ということでございました。

続きまして、空間放射線量率でございますけれども、0.05マイクロシーベルトから、高いところでは0.08マイクロシーベルトということでございまして、屋外の基準でございます0.19マイクロシーベルトを下回る値となっております。今回の測定結果につきましては、全て基準値等を下回りました。以上でございます。

委員長 : ただいま、環境測定結果の報告が事務局からありました。この結果、説明について質問等、ございましたらお願いいたします。

ちょっと私のほうから、騒音、振動、悪臭等の測定が、例えば悪臭は10月が12月に変更、それから騒音、振動等は11月が1月に変更ということでしたが、この変更した理由というのは何かありますか。

事務局 : 変更した理由でございますけれども、騒音、振動、臭気につきましては最大の負荷を与えると思われる2炉稼働のときに測定をしたほうがいいだろうということで、2炉稼働の時期に変更させていただきたいということでございます。

委員長 : はい、わかりました。ほかにございますか。

私のほうからもう一つ、一酸化炭素が4、8、4ppmというふうに非常に低くて、完全燃焼しているという、いい指標になっていると思うんですが、短時間のピークみたいな、スパイクみたいなものが出ているのか出ていないのか、ちょっと教えてください。

事務局 : 申しわけございません、ただいま手元にデータがございませんので、次回にお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 : ほかにご意見がございしますか。はい、どうぞ。

副委員長 : ちょっと質問、いいですか。今、一酸化炭素のことが話題になりましたので、ちょっと教えていただきたいんですけども、4月の測定が2とか1ppm未満ということでしたけど、4月は特別に量が少なかった、燃やす量が少なかったというような事情があったんですけど。

事務局 : 基準の100ppmに比べますとかなり低い値となっておりますので、ごみ質等

に伴う変動の範囲というふうには考えているところでございます。もう一つ言えますことは、一酸化炭素の数値とダイオキシン類の数値というのは結構、連動性がございまして、ダイオキシンの数値を見ても非常に低い値ということですので、低い値でずっと推移しているということが言えるかと思っております。

副委員長 : 質問したかったのは、物事の測定値というのは変動というのがありまして、変動の偏りが一方ですと、これはもちろん安全の範囲内ですから問題にはなりませんけれども、技術者とか科学者として興味を感じるころではないかなと、ちょっとそんなことを思っただけです。これは問題ではありませんので、ちょっと何か、心得ておいていただければというコメントとおとりいただければ、ありがたく存じます。よろしく願いいたします。

委員長 : どうもありがとうございました。ほかにございますか。
ないようでしたら、次のテーマに移りたいと思います。

次は、今回もう最終版だということで仕上げさせていただいた、「ふじみ衛生組合への要望・意見・苦情等及び廃棄物処理施設異常時の対応マニュアル（案）」について討議したいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、マニュアルについてご説明申し上げます。ただ今、委員長からお話がありましたけれども、今回のマニュアルは最終のマニュアルの形をイメージして作成したものでございます。内容は、前回の委員会等でいただいた意見をもとに修正を加えてございます。また、この文章等については、文書担当者のチェックを受けまして、文言の整理をいたしました。それが赤字と青字で書いてある部分でございます。青字では、今まで表題のところに「要望・意見・苦情等」としてありました箇所を「要望等」というふうな言葉で整理をし、「施設の異常時」の「異常時」という文言を「緊急時」という文言に直したということでございます。資料の中、全般的にこういう文言にかかわるところにつきましては、整理させていただいたということでございます。

次に、文言整理の部分以外に加えた部分といたしましては、1点目が、3ページのウの項目の文章の一部を修正でございます。アンダーラインを付した箇所は、前回まで専門委員会の委員の関係する大学を思わせる記述でしたが、その部分を「連結不可能匿名化し、個人情報の特定ができない情報として提供を求め、必要に応じて外部の専門機関に協力を求めて対処する」というものに修正をさせていただきました。

それから2点目は、地元協議会委員の、事あるときの予算をどのようにするのかとご心配されていることから、中段のところ※で赤字のアンダーラインを引いているところがございます。ここに、「原因調査等に経費が発生した場合には、組合が予算の範囲内で必要経費を負担するものとする」という文言をつけ加えさせていただいております。

3点目が次の4ページのところで、従来の別紙1のフロー図が、相当細

かく書いてあるため、4ページに記載してあります内容を簡略化したフロー図とし、従来の別紙1を付表1としております。

4点目が、5ページの別紙2でございますが、今までは「受付票」という題名にしておりましたが、その題名を「要望等受付票」として変更してございます。それに伴いまして、表の中段、左側の項目名を「要望・意見・苦情等内容」としてありましたが、表題の変更に伴いまして、その欄を「内容」のみに改めたものでございます。以上が変更した点でございます。

委員長 : ただいま事務局のほうから、一応、案として委員の皆さんにお送りしていたものについて、さらに変更した点を中心に説明がございました。この変更点を中心に、それ以外でも構いませんが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

確かに別紙1に変えていただいて、流れが理解しやすくなったような気がいたします。細かいことは詳細に、以前の図のほうを書いてあったんですが、何となく流れをずっと追いかけていって、どういう構造になっているかというのを理解するのに相当時間がかかるという気がいたしておりましたので、この別紙1の図に簡略化して書いていただくと、ふじみ衛生組合に来た苦情が、地元協議会での判断を踏まえて安全衛生専門委員会にかけられると。苦情あるいは内容に応じて健康部会、施設部会が開かれてそこで議論されると。特に問題は、健康問題についての健康部会での扱いが、結構、作業をやるということで、作業をやるための予算措置についても一言入っているということでございます。

全体的にご意見が、なければこれで認めるということになるんですが、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

K委員 : 幾つかあるんですが、順次やらせていただきます。1つは、3ページ目のアンダーラインを引いた部分なんですけど、最初のほうですね。個人情報と特定できないようにするというのは必要だとは思いますが、そうしますとデータとしての価値が薄れるということもあるんじゃないかなと。私が思うに、例えば性別とか年齢とか、それからその人が住んでいる場所、ふじみ衛生組合からどれぐらい離れているとか、方向はどうかとか、この程度のデータは最低要るんじゃないかなと思うんですが、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。

委員長 : これについては、事務局のほうから考えをお聞きしたいと思います。

事務局 : これは、まだ両市からデータの云々というのは調整をしております。ですので、もし情報の提供を依頼する場合には、今、K委員から言われたような性別とか、どの地域に住んでいる、町丁の大まかな場合の整理の仕方というのは、今後検討していかなければいけない内容かなと考えております。

委員長 : 今のお話ですが、ちょっと私はよくわからないのが、連結不可能匿名化というのがどういう作業をやるのかということと、それで個人情報が全部なく

なると、先ほどK委員のように解析ができなくなくなるのではないかという点は避けられる話なのか、ちょっと教えてください。

副委員長 : では、一般的な連結不可能匿名化ということですがけれども、全てのデータは個人から発生するとすれば、そのもともとの個人のデータと、それから切り離された連結不可能匿名化したデータというものを結びつけることはできないと、こういう趣旨にお読みいただければよろしいわけです。だけれども、例えば性別とか年代とか、住んでいるところとか細分化していきますと、細分化したその1地区にそういう人は1人しかいないとか2人しかいない、そういうことも起こり得ます。ですから連結不可能匿名化というのは、データによって若干、取り扱い方が違うということはあるかもしれませんが、ただ、一般に個人の名前と生年月日及び住所、こういうものを抹消した残りのデータを私たちの世界では連結不可能匿名化というふうにして取り扱っているという習慣的な部分もございます。しかし、今申し上げたような区分が小さくなってきますと、このデータは、名前は書いていないけどあの人だよねとわかるようなケースもあるので、それは取り扱い注意だと、こういうふうになると思います。

それで、今、K委員がご心配していらっしゃるような、深い解析ができないんじゃないかというような危惧もあることはあるかもしれませんが、とりあえずは連結不可能匿名化ということで、その範囲内で解析をするというのは一般的だと思いますので、心配はしなくてはいけないんですけれども、とりあえずは大丈夫かと。ただ、連結不可能匿名化にしても、匿名化、連結不可能だったのにわかっちゃったねというような危惧もあると、こんなことでご了解いただければよろしいかと思います。

何かB委員、ありませんか。

B委員 : 大筋のところは副委員長に言っていたとおりでと思います。個人情報と特定できないということになりますけれども、市のほうから出していただく際に何年度分というのを、その人の分をくっつけた形で、くっつけたところから個人情報だけ落として出していただければ、経年的な変化も連結不可能匿名化の状態でも見ることができますので、解析には支障を来さないと考えます。

委員長 : ありがとうございます。K委員、どうですか。

K委員 : 確認ですがけれども、私が思うには、性別と年齢、年代でもいいんですけど、それと住んでいる場所が方向として、例えばふじみ衛生組合から北の方向に何メートルというぐらいのデータがあればあとは十分じゃないかと思いますので、先生おっしゃるように、氏名、誕生日、住所、そんなものはもちろん必要ないと思いますので、大体わかりました。結構でございます。

委員長 : 確かに、どの周辺で起きているか知りたくなりますよね。影響が風下側なのか風上側なのかという、そこまでわからなくなったら解析できないじゃないかという素朴な質問だと、私もちょっとそう感じたんですけれども、

そういう意味では、そういう情報は一応、解析できるという理解でいいようですね。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

F 委員 : 大変、今までの議論を受けて整理していただいたというふうに考えていますので、全体として理解できるんですが、1点だけ、考え方を含めてちょっと確認をしたいと思うのは、※のところなんですけれども、「予算の範囲内」というふうに明示されていまして、地域住民のサイドが受ける受けとめ方というふうなことになると思いますけれども、予算がないからそれ以上やらないよというふうな逃げの印象を、この文章があることによって受けるのではないかと考えていまして、ここの「予算の範囲内」というのは削除したほうが適切だというふうに思っています。

細かいいろんな議論というか、関係について申し上げますと、ふじみ衛生組合は一部事務組合で、法的には、独立した地方公共団体になっていませんね。一体、こういう原因調査というのは、僕らは何もわからない、一体どの程度の費用がかかるのかの情報もありませんし、それから予備費というのは幾らぐらい準備されているのかというのも、予備費というのはそう多くとるものでは多分ないんだろうと思っていますし、そういう問題も情報としてはない中で、ただ予算の範囲内というふうに切られるとちょっと心配だなと。独立した一つの地方公共団体ですからというのを盾にされると、例えば話題の中で出ていたように、三鷹市、調布市、市という存在がどういうふうにその費用負担の問題とかかわるのかということも疑念になりますし、いろんな意味で考えますと、組合が予算の範囲内という文字を削っておくと、多様な対応が必要な場合には約束されているというふうに考えることもできるので、ここはいろんな知恵を回していただいたんですけども、そういうふうにはできないのかというのがありまして、意見を申し上げたいと思います。

委員長 : 大変重要なご指摘だと思いますが、前回の委員会等でも、実際に健康部会で、1次調査まではそうでもないと思いますが、2次調査になるとそれなりに経費がかかるんじゃないかということになりますと、予算の裏づけはあるんですかというご質問もあったような気がするんですね。それに応えるような形でのこの文章じゃないかと、私は理解していたんですが、予算を超えるようなことが必要になったときにどうするんだというご意見だと思うんですね。その辺は事務局としても考えがあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

A 委員 : まず、ご質問の一番簡単のところ、予備費は幾らあるのか。例年、2,000万円でございます。組合予算としては例年、2,000万円を用意してございます。ですから、よっぽどのがない限り執行いたしませんので、何か事あればその2,000万円を使えるというふうに思ってください。それから「予算の範囲」なんですけど、これはF委員おっしゃるとおりで、一般の人から

見ると断るための理由づけだろうというふうに思われるんですが、いわゆる役人の業界とか、当然のこととしてこういうふうを書くというのが習慣になっていまして、だから他意はございません。要は、予算がなければ、予算の範囲内でしか動けないよということがあるんですが、ただ必要に応じて補正予算なりを措置してその範囲で動くということになりますから、ここは細かく書いていくと、補正予算などの措置を講じながら、予算の範囲内で動いていきますということまで言えればいいんですが、今回はそれをはしりましたので、表現についてはちょっと工夫させてください。一般市民の方から見れば逃げ口上だねというふうに、どうしても思われる表現であることは事実ですので、思いとしては、我々にそういった経費を負担しなければいけない、あるいは組合の施設に原因があると疑われる場合については、我々がやっぱり積極的に調査をかけなければいけないと思っておりますので、その辺がうまくにじみ出るような、その辺をもう少し工夫させていただければと思っています。

委員長 : ありがとうございます。
どうぞ、K委員。

K委員 : 全くF委員の言うとおりでして、私、この文章を見て、予算の範囲内でしかやらないよと読みましたので、絶対にそう読みますよ、間違いなしに。だからこれはぜひ工夫していただいて、F委員のおっしゃるとおりだと思います。

委員長 : 実は、案のときに私もちょっとその辺を聞いて、次のフロー図を見てもらうとわかるんですが、緊急に発生した事態、似たような苦情が集中して来るような状態のときに、この健康部会が迅速に動いて、フットワークよく、今持っているネットワークで一定の解析をしておしまおうというのがこのマニュアルですね。だからそれはもう、その年に持っている金でないと動けないはずなんですよ。で、ある程度のことわかってきたら、これは大変だということで具申するわけですね、上に。両市長とかに。市に大変なことだから本格的に調査しろ、対策を打てというところまでつなぐ話だろうと私は思うんですよ。そこは確かにそうだということになると、次の年に予算を上げてもらって、それなりの調査計画を立てていただくというところにつながっていくと。それを説得するための、わりと迅速な対応で2次調査が行われて、そんなものが出てくるような流れになっているんじゃないかなと、私は理解しているんですけど、そのような理解でいいんですか。

(「よろしいと思います」の声あり。)

委員長 : そんなのでいい。はい。そうするとやっぱり、こういう書き方になっちゃうよねという感じに私は理解したんですけど。

J委員 : ちょっといいですか。非常に文言、難しいところだと思いますけど、複数の案件が発生した場合、結局2,000万円と即座に聞いちゃったから逆に申しわけないんですけど、非常に難儀な事態が出た場合、その裏づけとなる、それを補正するというか、増加するというか、そういう方面は調布・三鷹

両市ともご理解をいただいているのでしょうか。ちょっとその辺だけ確認したいと思います。

委員長 : どうぞ。

A委員 : このフローの中で、最終的に正副管理者で協議して決める、すなわち両市長で協議しますので、そういった意味では必要であれば両市から、私どもで自主財源というのは持っていませんので、両市から負担金としていただいて、それを原資として調査をかけるということになるかと思います。

J委員 : それは一つの、両市長の話し合いまたは議事録、そういうものをおとりになって、ご発言の内容ですか。それともそういう傾向にあるということでしょうか。

委員長 : どうぞ。

A委員 : このマニュアルの中で別紙フロー図がついていますが、要するに調査結果を組合が受けるわけですけど、当然、受けてどういう方向性を持つかということについては、トップまで上げていきますので、決裁という形で。その時点で両市長の協議をもってこういう方向でいこうと決まりますから、それに沿って予算化するという意味でございます。

委員長 : いいのでしょうか。ほかにございますか。
どうぞ。

K委員 : 今の話ですけど、確かに当期は予算の範囲内でやると、これはわかるんですが、そうであれば当然、来期なり次の次にそういう予算措置を講ずるといようなことが、何らかの形で担保されておれば構わないんですが、この文章だけだとやっぱりそうかなと、つまり予算の範囲内でしかやらんのかなという気はするんですよね、ひがみ根性かもしれません。いつも我々は、何か言うと予算がありませんという話を聞いているものですから、どうしてもそうなるんだけど、そういうことが担保されるような何か工夫がいただければいいんですけどね。

委員長 : どうぞ。

D委員 : 先ほどA委員もおっしゃっていましたが、当期の予算の範囲でちょっと不足だったら来期でという発想もあるかと思いますが、やっぱり緊急状況によって必要であれば、先ほど補正予算という話もありましたけれども、当然その年度内であっても補正等を組まれるということになって、その補正を組んだ予算の範囲内でやりますよというふうに私は受けとめていたんですけども、事務局でそれを確認を、今、していただければと思うんですけども。

委員長 : どうなっていますか。
どうぞ。

事務局 : 今、D委員のほうからお話がありましたとおり、緊急性があつて翌年度まで待てないということであれば、当然補正予算の対応も可能だというふうに考えております。

委員長 : いかがでしょう。それでいいですか、K委員。

- K委員 : はい。
- 委員長 : ほかにございますか。
はい、どうぞ。
- F委員 : もうわかりましたけど、さっき申し上げましたけど、不安というかそういうのは、一部事務組合というのは独立した地方公共団体に、法律上なっているわけですよ。議員は、選ばれて議会があって、予算審議がされてということですけども、議員は調布市、三鷹市から市会議員が出てくるといふような格好になっていまして、もちろん正副管理者は両市の市長が出ている。市と関係あるけれども、事務組合としては独立しているという一面があるわけで、ただ、市がそういうふうな、今お話しのように関与してというふうなことが見えれば不安は解消する、ある意味でね。その辺が、どう読めばそういう感じになるのかというふうな、文章を見ると心配が残るので質問をさっき申し上げたし、要望も申し上げたわけです。要は議論で、私自身は整理されているんですけども、マニュアルの中で適切な表記を、できれば1回検討してもらいたいということでもありますので、重ねてですけども、申し上げたい。
- 委員長 : ただいまのご意見ですが、事務局のほうから補足はありますか。
- A委員 : 先ほど口頭でいろいろ申し上げましたけれども、そのことがにじみ出るような表現をさせていただければと思いますので、ちょっと工夫させていただきます。
- 委員長 : 工夫の方向性として、当然のことながら必要な経費はその当年度の予算を超えた場合でも対処できるというのが読めるようにするのか、もう書かないほうがいいのか、どっちなんですか。
- F委員 : 僕は書かないで、曖昧なほうがね。予算の範囲なんて削ったほうがいいかなと思っているだけで、それは私の意見ですけど。
- 委員長 : むしろそういう、先ほどの補足説明のような対応を考えていらっしゃるならこんなことは要らないじゃないかと、何となく言いわけ的に聞こえちゃうから、とったほうがいいよという意見ですね。どうですか。にじむような文章に変えるのか、とったほうがいいのかということなんですけど。
- A委員 : そのあたりは、両市の財政当局とも相談をさせていただけたらと思います。大体こういう文言については、市が何かやる場合に必ずこういう表現を使いますので、そういった意味で両市の財政当局とも相談した上で、最終判断させていただければと思います。よろしくお願いします。
- 委員長 : こういうマニュアルというのはわりといいことばかり書くんですよ。でも、何の予算の担保もないというのものがたくさんありまして、そうすると何もできないわけですよ。これをつくっても何の意味もないじゃないかということになるから、私の意見ですけども、予算はちゃんととらなきゃだめよという文章があったほうが私はいいと思うんですよ。でも、とってもらって、今の気持ちがうそじゃないだろうなというのを、どこかで担保にくれよという話でもいいと思いますね。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

K委員 : 削除すると、要するに必要経費を負担するということになりますよね。そうすると青天井でやるのかということにもなるので、市としてはやっぱりお困りなんだろうと思うんですよ。それで、しかし一般市民はこれがあると、じゃ予算の範囲内でしかやらんのだねと読みますから、まず間違いなく読みますので、今、A委員がおっしゃるような何かにじみ出るような表現にさせていただいたほうがいいかなと私は思います。

委員長 : あったほうがいいということですね。

じゃ、ここは先ほど何となく手ごたえのある文章が書けそうな感じだとおっしゃっていましたから、お任せするというところでどうでしょうか。

(「結構です」の声あり)

委員長 : じゃ、次に行きたいと思います。

はい、どうぞ。

J委員 : すみません、4ページの新しいフローはよくわかりやすくなったんですが、ここでちょっと気になるのは一番下のほうの右の、公害紛争処理法に基づく制度等といって、これは争いになった場合と書いてあるんですが、これは実際にそういう事態が起きることも予想されるんですけど、ふじみ衛生組合としては非常にあらぬ物件で巻き込まれるというので、これは具体的にどういうことを想定しているのか。あるいは、私自身はこれはなくてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

委員長 : 大変いい意見だと思います。今回初めてこれが出てきて、ちょっとぎょっとしているんですね。緊急の対応で、一応こんな問題があるから対処すべしという報告書を出すまでで、今まで終わっていたんですね。これは明らかにもう紛争になっていると、当事者が出てきて自主的な話し合いができるという感じまで一気にすっ飛んじゃっている気がするんですね。これは私もちょっと違和感があったんですね、今さっき見まして。ここは皆さんのご意見を聞きたいんですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

K委員 : 結局、自主的な解決を私どもが希望しているわけですがけれども、それで解決がつかなかった場合、あるいは大部分の人はオーケーしても、一部の人がだめだと言ったりすることもあるわけですので、この文言は必要だと思います。ただ、この位置にあるということに、私は違和感を持ちます。専門委員会をつくった目的が、行政的な裁判とか公害訴訟法に基づくようなことじゃなくて、この緑色に書いてあることですから、「争いになった場合」だからというのでわかるんですけども、この位置かなと。むしろ、自主的な解決がつかなかった場合に当然そうなるというのはわかるんですが、違和感はそれです。

委員長 : この矢印がきて、緑の「話し合いによる自主的な解決」ができるような対応策を実施するで、前回の流れは終わっているんですね。ここで終わって

いるんですよ。そこにいくまでの手順というのを今回、定めたんだと。それからどうなるかが、わりと激しい、こういう紛争の状態になっていったら、通常の対決的な話も、それから先の話はここで簡単にマニュアルなんか出せるんですかという感じがするんです。ですから何らかの、ここで専門委員会をつくって部会でやった作業がある程度提言になってまとまるところまでの流れを書いて、それを地元協議会でお示しして、この話し合いをするというところまでが一つの流れで、我々が決めた話です。ですから何となく、この公害紛争処理法に基づく制度等にいきますよというのは、この後ぐらいの話かなという感じがしますよね。

委員長 : ほかの方のご意見はどうですか。

はい、どうぞ。

E委員 : 確かに考えてみるとこの場所というのはおかしい話だと思うんですけど、争いになった場合というのは、自主的な解決がつかなかった場合ですよ。そこまで書く必要があるのかなというのがありますよね。私はそう思います。

委員長 : これが入ってきた背景について、事務局の思いは何かありますか。

はい、どうぞ。

A委員 : これは当然、なくていいと思っています。ただ、じゃこれが解決できなかった場合はどうするんだというご質問は当然出ますので、そういった意味で参考までに載せさせてもらったんですが、このマニュアルから必要でなければ外します。ただ、ここでできなかった場合にはこういう方法に移行せざるを得なくなりますので、そういったことで参考までに出させていただいたというのが正直なところです。ですから変な意図はございません。

委員長 : この前のフローでいきますと、一番下は、正副管理者で協議して組合としての方針を定めるところが重要で、そこに生かせるような提言をこの委員会がすると、ここで基本的にとまっているんですよ。それが今回、ないんですよ。で、一気に解決になっちゃっているんですよ。その提言するところまでを議論したわけで、それをもって正副管理者に今後の方針を定めてくださいというのを言うと。そこまでの作業を議論したような気がするので、これから先の作業は、正副管理者のほうで解決に向けて新たな何らかの方針を定められるはずなんですよ。ですから、ちょっとこの新しく加わった話が、前回のフローと一緒にですよと言われても、前回のフローの最後をちょっと見てほしいんです、8、9、10を。専門委員会は調査結果を評価して、内容を組合に提言するでしょう。で、正副管理者ではそれをもとに今後の方針を定めると、こうなっていて、この方針については協議会にも提言内容を報告した上で対応策を実施しますよというふうになっているので、この部分をもうちょっと整理して、こういう作業を通して一定の方針を出すというので終わりなんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。はい、どうぞ。

副委員長 : 話し合いによる自主的な解決と、そこで終わってしまうような感じでしょうけれども、話し合いによる自主的な解決を目指すということまでが前

のマニュアルといいますか、手順の図だったんだと思うんですね。ですからこの緑の下のほうに、「争いになった場合」って、何か厳しい表現ですけども、解決のつかない場合には公害紛争処理法、普通は調停とか示談、調停ということですけども、そういうことをちょっと小さな字で書き足せばよろしいのかなという気がいたします。

委員長 : そうすると、副委員長のあれを踏まえますと、「争いになった場合」はもう要らないという理解でいいですか、この矢印がこの辺から出るというのは。

副委員長 : ええ、この辺からは出ない。

委員長 : まず、この辺からは出ないでしょう。我々の作業は、前向きの和解に向けた提言と対処方針を管理者が責任を持って出すと、そこで一旦とまるはずで、それがこの、話し合いによる自主的な解決につながるはずだということになっているはずですね。だから、その下に書いてある「診療機関の紹介・適切な補償」というよりは、適切な対応策の策定とか、そこで終わっているんですよね、今までの議論は。だから括弧の中のグリーンはこれでいいので、枠内の「●」のところにある「診療機関の紹介とか適切な補償」という話よりは、ここに書いてある方針に沿って対応策を実施するか、組合管理者が責任を持って今後の方針を定めるとか、そんな話がここに入っていれば私はこれでいいと思うんですけどね。

ちょっと、ほかの方のご意見も。B委員、どうですか。

B委員 : この委員会の役割として、原因なり何か特定できるかというところの、アセスメントのところになると思いますので、マネジメントのほうは正副管理者のほうに委ねることになりますので、マネジメントに対して争いになるかという部分になっていくと思う、順序としてはですね。このマニュアルとしてはかなりその間の、アセスメントとマネジメントの部分が抜けているのかなと思いました。

委員長 : というご意見。そうすると、どう修正したらいいというご意見をちょっと、結論としては。

B委員 : 結論としては、争いになった場合という部分はここにはおさめないで、あくまでアセスメントというところで終了したほうがよろしいのではないかと思います。

委員長 : 正副管理者の適切な今後の方針を定めるのに役立つような、アセスメントをやるフローだという流れがいいんじゃないかということですね。

ほかの委員の方のご意見、いかがでしょうか。

それでは、皆様のご意見がないということは、今のB委員のご意見で大体いいという理解でいいでしょうか。

そうしたらそんな方向で、事務局にまた修正いただいて最終案にするということはいかがでしょうか。

当然、正副管理者に報告をして、それは結構、重大な意味を持っていて、さらにしっかりした調査が要るとか、そういう話によくなるんですよ。そ

ういうのを必要だと認めたら、それぞれの、2市長の判断で予算化して、調査委員会を組むなりというのをまた新たにやらないと、多分できない話だと思うんですよ。当然、また都にも報告してとか、国にも報告してとか、ちょっと大きい話になった場合、なると思いますから、その入り口の、兆候の段階のものをアセスして、ちょっと対処したほうがいいですよなどということを報告する、アセスメントをやるフローをつくっているんだという理解にしてもらいたいと思いますね。

では、そんな方向でここは修正していただきたいと思います。

ほかにございますか。

K委員 : ちょっとそれについて。そうすると、話し合いによる自主的な解決ではなくて、解決を目指すという表現になるんですかね。

委員長 : きっとそうですね、これを生かすとすれば。

K委員 : そういうことですね、わかりました。

A委員 : 委員会のときはそれでよろしいのですが、私どもとして、ちょっと書き過ぎたんですが、それを私どもとして受けて、じゃどう行動するかということろまで実は書いてしまったんですね。そういった意味でここまで来てしまったというのもありますので、この委員会として提言いただく際には、今委員長が仕切られたような結論でいただいた上で、私どものマニュアルとする場合においては、行政計画ですのでそこではある程度きちんと、目指すところを含めてどういうことをやるのかということも若干、加筆する必要があるかなと思ったので、その辺はご了解いただければと思います。よろしくお願いします。

委員長 : 行政のマネジメントのどの部分につながっていくという関係を、やっぱり書きたいということですね。

A委員 : 最終的にはですね。

委員長 : だから安全衛生委員会がやった作業のアウトプットは、この報告・提言なんですね。これを受けて今度、市がどうするかはまた考えていただければいいということですね。

次にございますか、ご意見。

ないようでしたらこの形で、案をとるような形に修正させていただいて、それをどういたしましょうか、またその修正案を皆さんに送るということでご了解いただいて、皆さんが全部オーケーとなりましたら、ふじみ衛生組合管理者に報告するという流れになります。この専門委員会の第1回目のときに、管理者からぜひいいものをつくってくれというお話があったわけですけども、それがこんな感じでできましたということになりますので、非常に貴重な、ユニークな、清掃工場が引き起こす可能性のあるものを早目にキャッチできるようなシステムをつくったということになりますので、そういう報告を管理者にするということになります。

何か事務局のほうで補足はございますか。

事務局 : 来週早々に、本日の議論を踏まえた修正(案)を点検して頂き、よろしけれ

ば、それを13日、予定どおりに管理者に報告できるように準備を進めます。

委員長 : それでは、次のテーマは次回の日程なのですが、第10回の専門委員会の開催を、事務局案としては4月16日にやりたいということですが、木曜日です。いかがでしょうか。

皆さんの都合がよければ、この日に確定したいと思います。いいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 : じゃ、16日に開きます。

それでは、今日は非常に迅速に会が進んで、どうもありがとうございました。

K委員 : すみません、ちょっと一言いいですか。今日は時間を、早く終わろうと思って質問しなかったんですが、資料2で一番上に運転計画というのがございますが、これは多分、期首に決めた計画をそのままずっと記載しているんだと思うんですよ。現に12月なんか、全系列とまっていた時期もありましたよね。今後はその都度、実績と、それに基づく計画という形式で、修正してもらうことはできますか。提案なのですが、よろしいでしょうか。

委員長 : 計画と実績ということですね。

K委員 : はい、そうですね。

委員長 : 今のご意見は、これは計画で、実際はどう動かしたという情報が別にあるはずだということですね。事務局、そうですか。

事務局 : 今、これは計画になっておりますので、運転実績について、色を変えたりして表示するように、次回、心がけたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 : 大変重要な指摘ですね。確かに計画だけで、このとおり動いていると私は思っていたんですが、そうじゃないんだと。これはちょっと大きい話です。本来、実績を示さなきゃだめですよ。わかりました。ありがとうございます、いい指摘で。

K委員 : 12月なんか、全系列とまっていた時期があったんですよ。そうしたらタービンなんか動いていないはずなのに、ずっと年間、動いているような感じになって。

委員長 : じゃ事務局、ぜひ実績のほうを出してください。

事務局 : わかりました。

委員長 : それでは終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

20:00 散会